

仕様書

1 件名

越谷市ふれあいの森間伐等業務委託（福島地区第2期及び福島地区第8期）

2 履行期間

令和元年10月1日から令和元年11月30日まで

3 履行場所

- (1) 間伐業務（福島地区第2期）
福島県福島市桜本字会沢国有林54班む小班 別図1のとおり
- (2) 除伐業務（福島地区第8期）
福島県福島市土湯温泉町字日向国有林39林班わ小班の一部 別図2のとおり

4 面積

総面積 7.1944ha

- (1) 間伐業務 福島地区第2期（5.0508ha）
- (2) 除伐業務 福島地区第8期（2.1436ha）

5 作業内容

(1) 間伐業務

- ① 保育間伐対象木は、標準地又は類似林分の選木状況に準じて選木するものとする。
- ② 保育間伐実施後の収量比較はおおむね70%から75%を実行の目安とする。ただし、この収量比較を目安として間伐を行った場合、急激な疎開となり風害等のおそれがある場合には、現地の実態に応じた間伐本数を調整する。
- ③ 選木方法は、残存木の配置状況を考慮しながら、被害木、分岐木、曲がり木等を主体に行うこととし、優勢木については必要最小限の選木にとどめる。
- ④ 保育間伐木の伐採高は概ね20cm以下とする。
- ⑤ 伐倒に際しては、他の立木を損傷しないように十分注意すること。
- ⑥ かかり木となった伐倒木は、そのまま放置することなく地面に引き落としておくとともに、枝払い、梢端部の切断等を行うことにより、安定させておくこと。
- ⑦ 間伐木の中で、良木は集積し、枝払いをして2.0mに玉切りをすること。
なお、土場集積の際には、雨等がかからないよう現場にて工作すること。

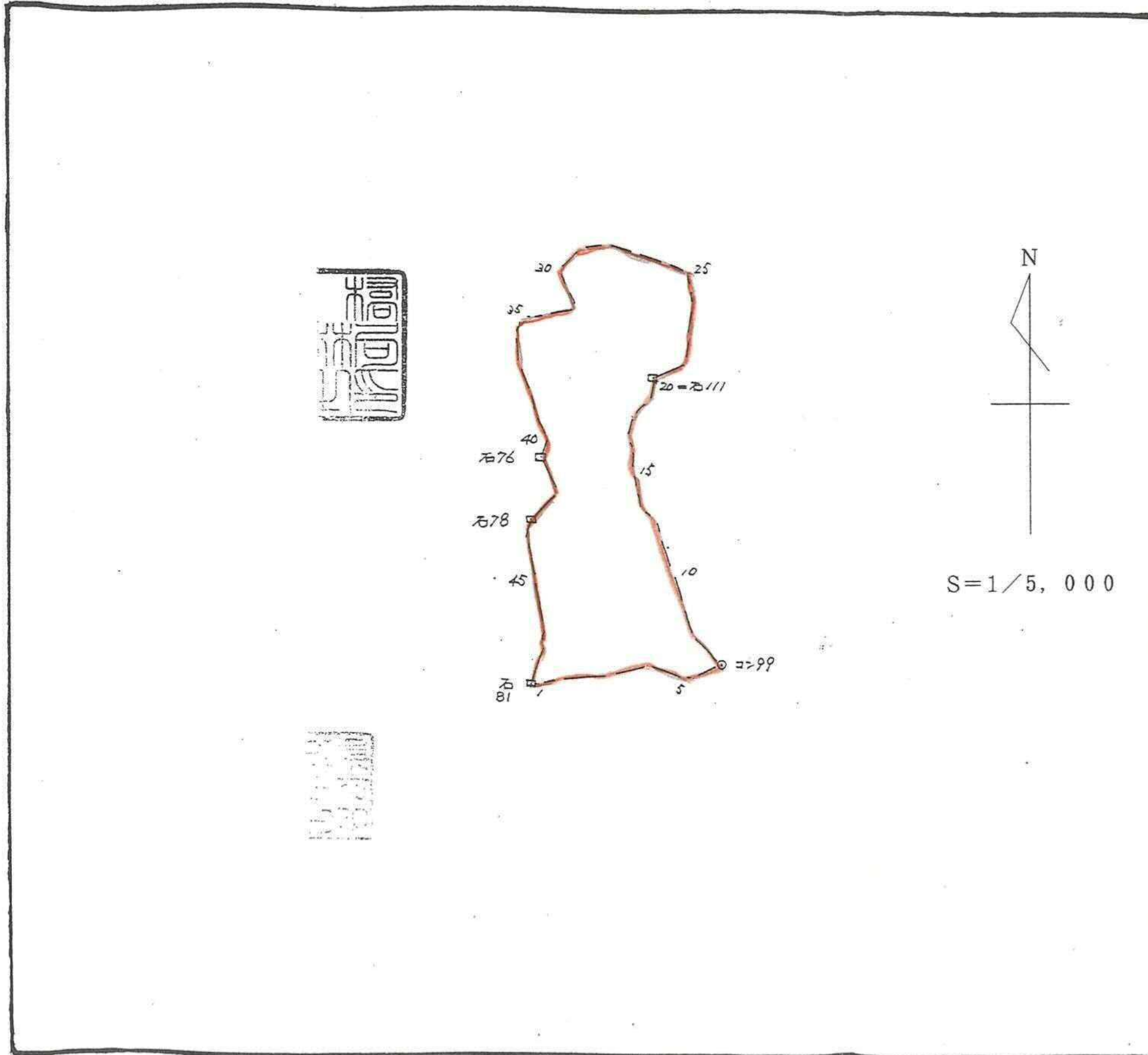
(2) 除伐業務

- ① 除伐は全域伐倒刈払いをすること。著しく生育の悪い木は伐採すること。
- ② 木に巻き付いた、つるは木の生育に支障のないように取り除くこと。
- ③ 作業に際しては、他の木を損傷しないよう行うこと。

6 注意事項

- (1) 受注者は本仕様書及び図面に疑義あるときは、発注者の指示を受けること。
- (2) 受注者は、本作業実施にあたり、安全に十分配慮するとともに、作業地内の火災予防に万全の措置を講ずること。
- (3) 受注者は、特別な理由がない限り、契約期間内に作業着手及び終了をすること。
- (4) 受注者は、各業務ごとに作業箇所（3ヶ所）、日付、面積、請負者名を記載し、作業前、作業後の写真を同一方向から撮影し、作業完了時に写真を3部提出すること。
- (5) 受注者は、各業務の完了ごとに完了届を提出し、検査を受けるとともに、全ての業務完了時に再度、完了届を提出し検査を受けること。

別図1 間伐業務履行場所

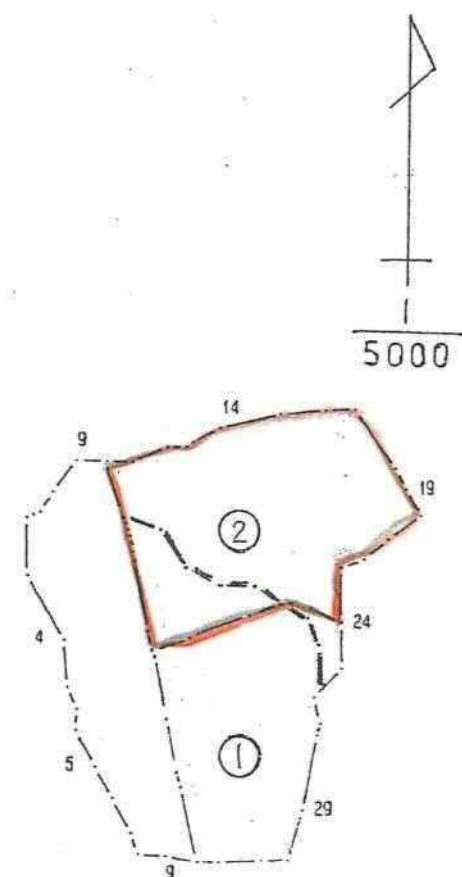


分収造林契約箇所		実測	図
		(位置)	
分収造林 の名称	普通	分収造林	
所在	福島市 (町) (大字) 桜本 (郡) (村)	54林班	む小班
面積	50,508		m ²
申請者	越谷市長 板川 文夫		
調査	平成 年 月 日		

林小班別面積	
林小班	面積 (m ²)
54む	50,508

別図2 除伐業務履行場所

平成15年度 分収造林設定箇所実測図
 福島市土湯温泉町字日向国有林39林班わ小班
 面積 36,962㎡



設定箇所 ② 

貸付地 

区域別面積内訳表

区域番号	総面積 (㎡)	貸付地 (水道敷) (㎡)	分収造林設定面積 (㎡)
①	15,581	55	15,526
②	21,566	130	21,436
合計	37,147	185	36,962